

旧本庁舎等跡地活用基本計画策定及び基本設計業務技術資料等作成要領

令和4年9月20日の公告に基づき、旧本庁舎等跡地活用基本計画策定及び基本設計業務の公募型指名競争入札に係る技術資料及び入札参加資格確認書類の作成及び提出をするに当たり、公告に記載されていない事項については、この技術資料等作成要領によるものとする。

1 業務の概要

- (1) 業務名 旧本庁舎等跡地活用基本計画策定及び基本設計業務
- (2) 業務箇所 鳥取市尚徳町地内ほか
- (3) 業務概要 本件業務は、旧本庁舎等跡地に「防災機能の整備、緑地の配置により、『震災時の避難地及び復旧活動の拠点となり得る、緑のあふれる広場』を中心としたオープンスペースを整備するに当たり、基本計画を策定するとともに、基本設計を行うものである。
 - ア 基本計画策定業務

(ア) 基本レイアウト検討 (A=0.85ha)	1式
(イ) 基本計画 (A=0.85ha)	1式
(ウ) 市民向け説明資料作成	1式
 - イ 基本設計業務

基本設計	1式
------	----
- (4) 履行期間 契約締結の日から令和5年3月28日まで

2 技術資料等の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和3年度及び令和4年度において鳥取市が発注する測量、建設コンサルタント、地質調査及び補償関係コンサルタント業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及びその審査申請手続等について（令和2年鳥取市告示第569号）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、土木関係建設コンサルタント業務に係るものを有する者であること。
- (3) 公告の日から追って通知する本件入札の日までの間のいずれの日においても、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく指名停止措置（同要綱附則第2項の規定による廃止前の鳥取市建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱（昭和60年5月24日制定）に基づく指名停止措置を含む。）を受けてい

る者でないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。ただし、入札参加資格再認定の手続を行っている者を除く。
- (5) 鳥取市内に本社若しくは本店を有する者又は市外に本社若しくは本店を有する者のうち年間を通じて入札参加等の権限を委任された営業所等を鳥取市内に有する者であること。
- (6) 平成29年度以降に、国、地方公共団体又はこれらに準じる機関（公社、公団、事業団等をいう。）の発注に係る庁舎跡地利活用の計画又は設計業務（以下「同種業務」という。）を元請として完了した業務実績を有する者であること。
- (7) 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）に基づき都市計画及び地方計画部門の登録を受けている者であること。
- (8) 入札参加申込み時点において、一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会の正会員であること。
- (9) 技術士法（昭和58年法律第25号）第6条の規定により実施される第二次試験のうち技術部門を建設部門（都市及び地方計画）若しくは総合技術監理部門（都市及び地方計画）とするものの試験に合格し、同法第32条第1項の規定による登録を受けている者を、本件業務の業務期間中、管理技術者及び照査技術者として配置することができる者であること。なお、管理技術者及び照査技術者は、同一の者であってはならない。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等の提出期間等

ア 提出期間及び時間

令和4年9月20日から同月29日までの日（鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

イ 提出場所

〒680-8571

鳥取市幸町71番地

鳥取市企画推進部政策企画課企画調整係（鳥取市役所本庁舎3階）

ウ 提出方法

1部を持参又は郵送すること。

なお、感染症予防を考慮し、郵送による提出も可とするが、いずれの方法による場合も、アの期間内にイの場所へ（2）に掲げる書類の提出を要する。

エ 技術資料等作成等の問い合わせ先
鳥取市企画推進部政策企画課企画調整係
電話 0857-30-8012

(2) 技術資料の内容

ア 提出する技術資料等は下記の内容で作成する。

- | | |
|---------------------------------|---------|
| (ア) 入札参加資格確認申請書 | (様式第1号) |
| (イ) 公募型指名競争入札技術資料 | (様式第2号) |
| (ウ) 同種業務の実績 | (様式第3号) |
| (エ) 建設コンサルタント登録の状況 | (様式第4号) |
| (オ) 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会入会の状況 | (様式第5号) |
| (カ) 配置予定技術者（管理技術者）の資格 | (様式第6号) |
| (キ) 配置予定技術者（照査技術者）の資格 | (様式第7号) |

イ 技術資料等作成に関する留意事項

技術資料等は次の技術資料等の記入要領に基づき作成することとし、A4横書き左縦綴じで業務名及び企業名を明記し、ファイルに綴ること。

(3) 技術資料等の記入要領

ア 同種業務の実績（様式第3号）

- (ア) 平成29年度以降に同種業務を実施した実績の中から代表的なものを記載するものとし、記載件数は2件を限度とする。
- (イ) 記載に当たっては、業務内容の確認できるもの（測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づく完了登録業務カルテの写し又は該当業務の契約書及び仕様書等の写し等）を添付すること。

イ 建設コンサルタント登録の状況（様式第4号）

建設コンサルタントに登録をしている部門名を記載すること。

ウ 一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会入会の状況（様式第5号）

一般社団法人ランドスケープコンサルタンツ協会に入会している会員種別を記載すること。

エ 配置予定技術者（管理技術者及び照査技術者）の資格（様式第6・7号）

- (ア) 配置予定技術者の資格について記載すること。なお、記載内容の確認のため次に掲げる書類を添付すること。
- a 配置予定技術者の資格を証明するもの（登録証等の写し。）
 - b 配置予定技術者が常勤であることを証するもの（健康保険証の写し等）
- (イ) 配置予定技術者が特定できない場合は、各2名を限度に候補者を記入できる。
- (ウ) 落札者は、配置予定技術者を当該業務に配置すること。

4 技術資料の審査

提出された技術資料を基に、指名審査委員会に諮り審査し、競争入札参加者を指名するものとする。

5 設計図書を示す場所及び期間

本件業務に関する設計図書の閲覧は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載するとともに、次のとおり行う。

- (1) 閲覧場所 鳥取市幸町71番地
鳥取市企画推進部政策企画課企画調整係（鳥取市役所本庁舎3階）
- (2) 閲覧期間 令和4年9月20日から同月29日までの日（休日を除く。）
- (3) 閲覧時間 午前8時30分から午後5時15分まで

6 設計図書に関する質問及び回答

- (1) 設計図書に関する質問は、入札日から5日前の午後5時15分までに鳥取市総務部検査契約課に提出しなければならない。
電話0857-30-8121 FAX0857-20-3948
- (2) 前号の質問に対する回答は、入札日から起算して4日前の午後5時15分までに書面にて鳥取市総務部検査契約課より通知する。

7 その他

- (1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取市企画推進部政策企画課企画調整係（電話0857-30-8012）とし、指名通知等入札実施に係る窓口を同総務部検査契約課とする。
- (2) 技術資料等の提出をもって、提出者に入札参加意欲があるものとみなす。
- (3) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。
- (4) 入札参加希望者の中から指名業者を選定し指名業者に通知する。
- (5) 当該業務について指名しなかった技術資料等提出者に対しても、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を書面により通知する。
- (6) (5)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に、書面により非指名理由についての説明を求めることができる。
- (7) 非指名理由についての説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に書面により回答することとする。
- (8) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とする。
- (9) 技術資料等その他提出された書類は返却しない。
- (10) 業務内容に関する説明会は行わない。
- (11) 提出された技術資料等は提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。